

社会資本総合整備計画事後評価委員会設置要領

(設置)

第1条 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号）に基づき、社会資本総合整備計画の事後評価を行うため、社会資本総合整備計画事後評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) 市（危機管理室に限る。次号において同じ。）が実施した社会資本総合整備計画事業に関すること。
- (2) 市が定めた社会資本総合整備計画事後評価委員会の目標の達成状況の検証等に関すること。
- (3) 今後の防災まちづくりの方策等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 防災まちづくりについて知識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日に属する年度の末日とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、危機管理室において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行する。